

岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例施行規則

令和2年3月31日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(情報提供に係る同意書の請求)

第3条 管理者は、条例第10条第1項の規定による利用の不許可又は同条第2項の規定による許可の取消し若しくは利用の中止の要件に該当するかどうかを判断するため、当該公の施設の利用について大阪府警察その他の機関に照会しようとするときは、あらかじめ当該利用の申請をする者に対し、当該利用に関する情報の提供についての同意書の提出を求めるものとする。

(指導及び勧告)

第4条 条例第12条の規定による指導（以下「指導」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

- (1) 指導の内容
- (2) 指導をする理由
- (3) その他管理者が必要と認める事項

2 条例第12条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

- (1) 勧告の内容
- (2) 勧告をする理由
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(事実の公表)

第5条 条例第13条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実について、岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例（昭和41年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(意見陳述)

第6条 条例第13条第2項の規定による意見の陳述は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。